防整施第6926号 28.3.31

大地施設等機 店力関係 高力関係 のののである。 ののである。 では、 ののである。 では、 ののである。 のので。 のので。 のので。 のので。 のので、 のので。 のので。 のので。 のので、 のので。 のので、 のので。 のので

殿

整備計画局長 (公印省略)

建設工事における大手企業連携型建設共同企業体の取扱いについて (通知)

標記について、大手企業連携型建設共同企業体の結成については、当分の間、別紙のとおり認めることとし、平成28年4月1日以降に適用することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、大手企業連携型建設共同企業体の取扱いについて(防整施第15595号。 27.10.1)は、平成28年3月31日限りで廃止する。

添付書類:別紙

配布区分:整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

大手企業同士の業務の多様な連携・協業関係を支援するとともに、将来の合併 等の移行を促進することを目的とした「大手企業連携型建設共同企業体」の結成 については次のとおりとする。

1 対象工事

大手企業連携型建設共同企業体による施工対象工事は、競争参加資格を満たす一般競争入札対象工事のほか、当該共同企業体が競争参加資格審査において格付を受けた級別に対応する規模の工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)とする。

2 内容

- (1) 構成員の数
 - 構成員の数は、2社又は3社とする。
- (2) 構成員の組合せ

すべての構成員が以下の条件を満たすものとする。

- ア 資本の額若しくは出資の総額が20億円を超える会社
- イ 常時使用する従業員の数が1,500人を超える会社
- (3) 構成員の技術的要件等

構成員は、次に掲げる技術的要件等を満たすものとする。

ア 同種工事の施工実績について

すべての構成員に、同種工事の施工について元請としての実績を求める。 ただし、構成員のいずれか1社以外については、極めて高度な施工技術を必要とする工事を除き、同種工事の範囲を広げることができる。

イ 配置予定技術者の同種工事の経験について

構成員のいずれかに、配置予定の主任技術者又は監理技術者(以下「配置予定技術者」という。)が元請として同種工事の経験を有する者であることを求める。ただし、極めて高度な施工技術を必要とする工事については、他の構成員にも、配置予定技術者に同種工事の経験を求めることができる。この場合、同種工事の範囲を広げることができる。

- (4) 出資比率要件
 - すべての構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上とする。
- (5) 代表者要件
 - 代表者は、構成員において決定された者とする。
- (6) 登録
 - ア 一の企業が建設工事競争参加有資格者名簿に登録することができる大手企 業連携型建設共同企業体の数は、1とする。
 - イ 大手企業連携型建設共同企業体を申請できる者は、最初の資格の付与後概 ね2年以内に合併又はこれに準ずる連携・協業関係(営業(建設業)の全部

の譲渡又は会社分割、持株会社化による経営統合、機能別のグループ再編等)を設ける措置を検討している者とし、申請時にその旨を報告させるものとする。また、当該措置が講ぜられた際においても、その旨を報告させるものとする。

- ウ 資格の付与後2年を経ずに当該大手企業連携型建設共同企業体を解散した ときは、当該2年を経過するまで新たな大手企業連携型建設共同企業体を申 請することはできない。
- エ イの措置が認められない場合には、当該大手企業連携型建設共同企業体の 資格の付与は当該資格の期間の満了をもって終了とし、以後の申請は受付け ないものとする。ただし、組合せを変更し新たな大手企業連携型建設共同企 業体を申請することは可能とする。

3 その他

- (1) 総合審査数値の加算調整は行わない。
- (2) 大手企業連携型建設共同企業体協定書については、特定建設工事共同企業体協定書とするものとする。
- (3) 同一工事の入札には、大手企業連携型建設共同企業体と構成員単体が同時に参加することができないものとする。
- (4) 大手企業連携型建設共同企業体が、特定建設工事共同企業体の対象工事の競争に参加しようとする場合は、改めて構成員同士が特定建設工事共同企業体を結成し、所要の手続きを行うものとする。